

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	市税徴収事務				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	総務部	課等名	納税課		包含する細々目	1	2	2	3	10	1	14,266
政策	9 市民と共に進める行政経営					1	2	2	3	10	2	1,212
施策	94 効率的、効果的な行財政運営											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要						
		事業期間	年度～	年度	関連計画条列等							

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	納税義務者	納税義務者・人 (市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・入湯税)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了は終了とする
			112000	114000		
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)				
納付する	収納率 = 収入額 ÷ 調定額 × 100 ・ %	18目標	93.92	最終目標		
		18実績		19目標	94	↑ 最終目標達成年度
		23目標	94	23実績		
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		↑ 最終目標達成年度
		23目標		23実績		

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	納税義務者が納付した市税を正しく収納管理するとともに、納付の確認が出来ていない納税義務者に対する督促、催告や整理、さらには財産を差し押さえるなどの滞納処分への取組を行う。 <参考>細々目名: 徴収費 滞納管理システム管理費	18年度の実績 ・自主納付及び口座振替納付の推進。(納付機会と手段拡大の取組・コンビニエンスストア収納システム構築) ・収納状況や折衝記録等の一括管理による、滞納整理の効率化と厳正処分の執行。 (滞納税の徴収方法を交渉型から処分型にすることで、案件あたりの処理時間を短縮する。) ・新住民情報システム移行に伴い、現行滞納管理システムを新システム対応版に更新移行する。 ・現年度未納付者に対する毎月の夜間電話催告の実施。	収納率 ・ %	
	19年度計画 ・自主納付及び口座振替納付の推進。 ・コンビニエンスストア収納を開始し、納付機会と手段の拡大を図る。 ・収納状況や折衝記録等の一括管理による、滞納整理の効率化と厳正処分の執行。 (滞納税の徴収方法を交渉型から処分型にすることで、案件あたりの処理時間を短縮する。) ・インターネット公売実施への取組。 ・現年度未納付者に対する毎月の夜間電話催告の実施。	収納率 ・ %	94	

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金	2,000	5,907
	起債		
	その他		
一般財源	13,316	9,571	
事業費計(A)	15,316	15,478	
人件費	正規職員所要時間	18年度	19年度
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	0	0
	トータルコストA+B	15,316	15,478

特定財源内訳や補足事項  
 県税徴収委託金  
 1,000円×48,000人=48,000,000円  
 (平成19・20年度は税源移譲に伴い増額となる。)

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	市の行財政がムリ、ムダ、ムラなく運営される	集中改革プランの目標達成度	現状値	-	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	100
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

<p>この事業を開始したきっかけ</p> <p>・地方税法(昭和25年法律第226号)</p>	<p>事業を取り巻く状況の変化</p> <p>・景気低迷等の要因を背景に滞納が増加し、収納率が年々低下して来ている。          ・市民の生活様式が多様化し、さらに納税意識の低下があいまって、これまでの納付機会だけでは納期内納付を求めることが困難になって来た。          ・税源移譲により、個人市民税は30%前後増額となる。          ・調定額を確実に収納するための対策が求められている。          ・住民情報システムが平成18年度の平成19年2月から稼働開始し、4月からはコンビニエンスストア収納も開始することとなった。</p>	<p>事業に対する市民や議会の意見</p> <p>・納付時の利便性を高めて欲しいとの要望が多く聞かれるようになった。          ・納付された方との公平性が疑問視されている。</p>
---	--	--

**【See】18年度の振り返り**

目的妥当性評価	<p>この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？</p>	<p>(評価) 結びつく (その理由)</p> <p>収納率が向上することで、財源の確保に繋がっていく。</p>	有効性評価	<p>成果をさらに向上させる余地はありますか？</p>	<p>(評価) 余地がない (その理由)</p> <p>事業を取り巻く状況の中でも県内では最高水準に達しているため、現状の維持をすることが限界と考えられる。</p>
	<p>対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由)</p> <p>納税義務者に限られる。</p>		<p>廃止・休止した場合の影響はありますか？</p>	<p>(評価) 影響あり (その理由)</p> <p>納付者と未納付者との公平性に欠ける。</p>
	<p>意図の見直しの必要性はありますか？</p>	<p>(評価) 必要性がない (その理由)</p> <p>未納付者に対しては整理を行う必要があるため。</p>		<p>他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)</p>	<p>(評価) 統合不可能 (類似事業名、理由)</p> <p>納税義務者に対して行う事務のため。</p>
	<p>市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)</p>	<p>(評価) 必要ある (その理由)</p> <p>法律に基づく徴収事務のため市が行うべきのため。</p>		<p>成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？</p>	<p>(評価) 可能 (その理由)</p> <p>法律に基づき厳正処分を適正に行うための、処分方法の確立。</p>
			公平性評価	<p>受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？</p>	<p>(評価) 妥当である (受益者とその理由)</p> <p>納税義務者負担を善良な納付者に求めることは出来ない。</p>

**【Plan】改革改善**

<p>今後の事業の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 終了  <input type="checkbox"/> 廃止  <input type="checkbox"/> 休止  <input type="checkbox"/> 目的見直し  <input type="checkbox"/> 別事業に統合  <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善  <input type="checkbox"/> 現状維持</p> <p>実施年度 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2025</span></p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; color: green; font-weight: bold;">具体化</p> <p>上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法</p>	<p>何を、いつまでにどうするのかの改革改善案</p> <p>・税源移譲により、市県民税の収納額は60億円から80億円へと大幅に増加することから、滞納者、滞納額の増加に対応し、確実に収納出来る体制及び環境を整備する。</p> <p>(1) 収納係の担当事務内容と体制の確立。          (2) 基幹系及び情報系のPC整備及び徴収用車両の継続更新。(21年度まで)          (3) 納付機会と手段拡大への再取組。(クレジット決済等)          (4) コールセンター利用による未納付者への督促          (個人情報等に関する法令上の問題点等確認後に検討)</p>
---	---

**【補足事項環境側面】**

<p>(1) 環境影響評価の必要性判断</p>	<p>必要性がない</p>	<p>(2) 必要性な場合の実施事由</p>
<p>(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？</p>		

**【指摘事項】**

<p>施策マネジメント会議</p>	
<p>施策評価会議</p>	
<p>第5次基本構想基本計画推進委員会</p>	